２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

３　［略］

（記録）

第六条　法第十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一・二　略］	［略］	［略］
三　製錬施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下この表並びに次条第一項第十五号及び第二項第十六号において「施設管理」という。）に係る記録		
イ　施設管理（保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器に係るものに限る。）の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した製錬施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ロ　施設管理（保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器に係るものに限る。）の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した製錬施設の施設管理の実施に関する計画の改定までの期間
四　製錬施設の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	［略］
［ロ～ニ　略］	［略］	［略］
［五～八　略］	［略］	［略］
九　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間

［2～7　略］

（保安規定）

第七条　法第十二条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

２　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

３　［同上］

（記録）

第六条　法第十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一・二　同上］	［同上］	［同上］
三　保守記録		
イ　保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日一回（法第十二条の六第二項の認可を受けた場合は毎週一回）	一年間
ロ　保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の検査の結果及びその担当者の氏名	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ハ　保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間
四　［同上］		
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］
［五～八　同上］	［同上］	［同上］
［加える。］	［加える。］	［加える。］

［2～7　同上］

（保安規定）

第七条　［同上］

［号を加える。］